

平成 30 年度第 1 期定期監査  
(財務等監査) 実施計画

1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項に基づく定期監査及び行政監査

2 対象部区等及び事務分担

| 対 象 部 区 等 | 担 当     |
|-----------|---------|
| 市 民 生 活 部 | 1 班・2 班 |
| 都 市 政 策 部 | 2 班     |
| 西 区 役 所   | 1 班・3 班 |

※事務分担（班編成）について

一般会計等担当を 1 班、公営企業会計担当を 2 班、工事担当を 3 班として、監査対象部署の業務量等を基準に、各班に担当する部署を割り当てる。

なお、監査の進捗状況や対象部署の業務量の変化によっては、適宜、人員の再配置を行う。

3 監査の対象事務等

平成 29 年 4 月から平成 30 年 2 月末までの期間に執行された平成 29 年度の事務事業（前年度に執行された契約準備行為等の事務を含む）を対象とする。なお、必要があると認める場合は延長または過年度遡及する。

4 監査の着眼点

(1) 重点調査項目

現金取扱業務において、内部統制体制は整備されているか、また収入原因行為から払込みまでの一連の業務が適切に行われているか、特定の対象課を抽出し、重点的に調査を実施する。

(2) 事務事業全般

事務事業の執行において、経済性、効率性、有効性に問題はないか。  
事業目的に沿って適切に業務が行われているか、また事業目的は達成されているか。

(3) 収入事務

収入に係る手続及び時期は適正か。

(4) 支出事務

違法、不当または不経済な支出はないか。

(5) 契約事務

契約に係る手続及び契約内容は適正か。

(6) 財産管理事務

公有財産、現金及び有価証券等の管理は適正に行われているか。

(7) その他

各班で監査対象課別に固有リスクを識別・評価し、発生頻度・影響度が大きい項目を重要リスクとして捉え、そこから着眼点を導出する。

## 5 監査の方法と主な実施手続

監査対象部署に関係書類の提出を求め、書類審査及び現地調査を行い、必要に応じて関係職員からの事情聴取を行う。

なお、効果的かつ効率的に十分な監査の証拠を入手するため、実査、質問、証憑突合、帳簿突合、計算突合、再実施、分析的手続等の手法について、得られる証拠力の強弱やその容易性を勘案して適宜これらを組み合わせる等により、実施手続として適用する。

## 6 実施期間

平成30年3月9日～平成30年6月下旬

## 7 主な日程

(1) 実施通知

平成30年2月27日

(2) 書類審査

平成30年3月9日～平成30年6月下旬

(3) 監査委員ヒアリング

平成30年4月12日及び13日(予定)

(4) 中間報告

平成30年6月上旬(予定)

(5) 監査対象課への講評及び監査委員復命

平成30年6月下旬(予定)